

## 令和2年第7回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

令和2年6月29日(月) 午後3時30分～午後4時35分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
|       | 教 育 長    | 菅野 勇次 |
| 教育委員  | 教育長職務代理者 | 小尾 一彦 |
|       | 委 員      | 瀧本 洋次 |
|       | 委 員      | 國安 環  |
|       | 委 員      | 東 みどり |
| 事 務 局 | 教育部長     | 山端 広和 |
|       | 学校教育課長   | 宮田 哲  |
|       | 生涯学習課長   | 石田 晋一 |
|       | 図書館長     | 武田 健吾 |
|       | 給食センター所長 | 鯨岡 健  |
|       | 総務係長     | 山田 慎一 |
|       | 学校教育係長   | 酒井 貴範 |

### 4 議 事

承認第8号 専決処分した事件の承認について

(令和2年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦について)

承認第9号 専決処分した事件の承認について

(令和2年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の委嘱について)

報告第8号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第45号 学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について

議案第46号 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則

議案第47号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第6回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第6回教育委員会会議録を承認いたしました。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(山端 広和)** 令和2年第2回町議会定例会での一般質問についてご説明いたします。

お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。

第2回町議会定例会が6月10日から開会中ですが、去る22日、23日の2日間にわたり、一般質問があったところであります。

一般質問は、12名の議員から質問があり、教育委員会関係分としては、資料の1ページから3ページのとおり、一部の質問を含め7名の議員から質問がありましたので、その概要をご説明いたします。

4ページをお開きください。

通告順1番、酒井議員からは、「子供たちの健康と学習権を守る教育を」と題して5項目の質問がありました。

一つ目の項目は、5ページの(1)「休校中、休校後の子供たちの声やストレスをどのようにつかんで対応してきたか」という内容で、さらに細かく4点の質問がありました。

(1)の行から4行目になります。

一つ目は、「子供たちへの対応が十分だったか、虐待の実体把握、生徒の状況把握、習っていない範囲のプリントの負担感がどうだったか」という質問に対し、学習プリント等を家庭訪問で配布するなどの対応や、訪問時に子供たちと面談したり電話での確認、また、虐待の報告は受けていないといったことや、学習プリントは、子供たちに負担のかからないよう実施されたものと認識していると答えております。

中段から下の方に、二つ目として「保護者説明会の計画」についての質問になりますが、答弁内容はこのページの一番下の行から次の6ページにわたります。

答弁といたしましては、各学校において保護者面談や参観日での説明機会を設けたり、学校便りなどで対応したりしていることから教育委員会として説明会を開催する計画はないと答えております。

6ページの上から4行目になります。

三つ目は、「子どもたちのストレスに長期的に配慮する計画は」、という質問で、再開後も健康観察などを通じて状況を把握するとともに、家庭訪問や個別相談の実施、スクールカウンセラーなどの専門スタッフにより、長期的な視点で子供たちに寄り添った対応に努めていくと答えております。

このページの中段になります。

四つ目は、「子供たちに新たな負担をかけることにならないよう学習計画や行事の精査をどのように進めるか」という質問で、答弁としては、夏季休業の日数を減らし授業日数を確保しつつ、過度な負担がかからないよう対応するということと、行事については7ページになりますが、修学旅行の実現や工夫を凝らした行事の実施を学校にお願いするとともに、子供たちの新たな負担とならないよう配慮すると答えております。

次に質問項目の2点目、(2)「学校現場、教職員から出されている不安や課題について」という質問に対しては、後半に記載されていますが授業時数の確保や行事の見直し、学校運営に係る課題整理などについては、文科省や道教委の通知、近隣町村の動向も踏まえ校長会等と協議しながら実施していくと答えております。

質問項目、3点目(3)「休業や学級閉鎖、給食提供の在り方など、町の対応基準を設ける考えは」、という質問に対しましては、8ページをお開きください。

後段の方に記載していますが、臨時休業を行う場合は、国のマニュアルに基づき対応するため、基準を設ける考えはないということと、給食についても臨時休業や学級閉鎖は、感染症予防を目的とした対策であり、学校給食は休止となるため基準を設ける考えはありませんが、分散登校を実施する場合は、可能な限り給食の提供に努めていきたいと答えております。

質問項目、4点目(4)「子供たちに安心できる居場所、行き届いた学習を保障するため、少人数学級を全学年で実現を」という質問に対しては、9ページになりますが、国が予算を拡充し定数の充実を含めた条件整備を進めていくことが子供たちの豊かな学びにもつながるもので、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを続けていきたいと答えております。

質問項目の5点目、(5)「就学援助基準を生活保護の1.5倍に引き上げる考えは」、という質問に対して、下から3行目になりますが、本町の支給基準である1.3倍については、全国的にみても平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定していくと答えております。

10ページをお開きください。

通告順2番、芳滝議員からは、「幕別町におけるアイヌの人々の誇りが尊重される伝統的生活空間(イオル)の再生事業の推進を」と題して、町と教育委員会にわたる質問も含め、3項目ありました。

教育長の答弁につきましては、14ページをご覧ください。

質問項目の2つ目(2)「郷土文化資料館について、その構想の方向性は」という質問に対しまして、中ほどから下になりますが、昨年5月にアイヌ政策推進法が制定され、交付金が創設されたことから、これを機に交付金を活用し、アイヌ文化の保存や伝承事業の拠点施設として、千住生活館の機能にアイヌ民族資料等の展示スペースも合わせた新たな複合施設を整備していきたいということと、整備に当たりましては、関係団体や町福祉課と連携を図り事業内容を検討していくと答えております。

15ページになります。

質問項目の3つ目(3)「資料の整理について、アイヌ民族文化研究センター等からの専門員を登用する考えは」という質問では、中ほどから下になりますが、国の交付金を活用した新たな施設の整備に向け、施設の展示や保管方法のほか施設の活用など、より専門的な知識を有する職員の配置が必要になる認識していることに加え、忠類ナウマンゾウ化石骨発見50周年記念事業の発掘調査などの結果から、今後の事業展開や展示方法など、当面する課題があることから、高い専門性を有する学芸員の配置を検討していきたいと答えております。

16ページをお開きください。

通告順3番、荒議員からは、「安心できる保育所の整備と待機児童ゼロの実現を」、と題して、町と教育委員会にわたる質問が1項目ありました。

質問項目としては、(1)「町内の教育・保育施設の入所状況と町外施設の利用実態は」、という質問で、17ページの上から3行目になりますが、本年4月1日現在の、わかば幼稚園の入所状況について、町長から答弁しております。

21ページをお開きください。

通告順5番、谷口議員からは、「幕別町内の高校に対する支援の在り方等について」、と題し、3項目の質問がありました。

22ページをお開きください。

1点目の質問は、(1)「幕別清陵高校が2年連続で定員割れしている現状をどのように認識しているのか」という内容で、答弁は中ほどになりますが、要因の一つとして、私立高校の授業料無償化により経済的な負担の面で、公立と私立の差が縮まっていることも少な

らず影響しているものと受け止めており、高校の魅力を伝えるための活動を通じて、徐々に子供たちや地域に浸透し、選ばれる学校へつながるものと考えていると、答えております。

2点目の質問は、(2)「幕別清陵高校への「魅力ある高校づくり支援事業補助金」は有効な支援策となっているか」という内容です。

答弁は23ページになりますが、具体的な補助金の内容については、大会遠征費の保護者負担軽減等のための部活動振興補助や学習支援システム導入に対する補助、学校行事等の教育活動へのバス運行費補助などを実施しており、また、本年度から福祉課コースの生徒を対象とした補助を追加するなど、各種学校活動に有効に活用されており、今後も引き続き、可能な限りの支援を行っていききたいと答えております。

3点目の質問は、(3)「幕別高校と江陵高校の果たしてきた役割を幕別町史に刻むべきと考えるが町の考えは」という内容で、後段に触れていますが、両校がこれまで果たしてきた役割は計り知れないもので、今後、機会をとらえて両校の歴史を後世に伝えていくとともに町の歴史を振り返る出来事であると答えております。

26ページをお開きください。

通告順6番、小島議員からは「中国発の新型コロナウイルス対策と経済活動との両立などについて」、と題し町と教育委員会に対する質問がありました。

教育委員会関係の答弁については、30ページをお開きください。

(5)「今後に備えたオンライン授業導入のほか公共施設を活用する考えは」という質問項目で、答弁内容については、31ページになります。

中ほどになりますが、教育委員会といたしましては、一定の機器整備のほか、家庭への端末貸与の検討も含め、一人一台の端末整備を早期に実現させることが最優先ということと、多くの課題については先進事例も参考に学校と協議しながら検討したいと答えております。また、分散登校における公共施設の利用については、必要となる施設の数、備品の準備、給食配送といった課題があることから現状では難しいと答えております。

32ページをお開きください。

通告順7番、小田議員からは「今後の学校教育活動について」と題し、4項目の質問がありました。

33ページになります。

1つ目は、(1)「感染症対策以外の点において、児童生徒への今後の対応で懸念される事項は、また、特に重点的に対応していくべきと考えることは」、という質問で、先ほど、酒井議員の答弁で申し上げた内容と重複しており、記載のとおりとなっています。

次に2つ目、(2)「時数確保のために行事や教科外の特別活動を削減する自治体もあるが、町としての考えと対策は」、という質問で、こちらも酒井議員に対する答弁と重複いたしますが、34ページをお開きください。

特別活動については、子供たちの発達に必要な時数の確保に配慮しつつ、授業時数の観点から各学校において精査するようお願いしていると答えております。

次に3つ目、(3)「児童生徒への感染対策に迫られる教職員にかかるさらなる負担についての軽減策は」、という質問に対しましては、後段に触れていますが、特定の教職員に負担が増すことのないよう、校務体制の中で感染症対策を行っていくということや、事務補助員、特別支援教育支援員の活用、勤務時間のスライドを行うなど、負担軽減に努めていくと答えております。

次に4つ目、(4)「オンライン授業に向けての現状の課題と対策は」、という質問は、先ほどの小島議員の答弁と同様に答えております。

36ページをお開きください。

通告順10番、岡本議員からは、「ギガスクール構想の実現に向けての取組」と題して、5項目の質問がありました。

37ページになります。

一つ目が「本町における小・中学校の通信環境の整備と今後の整備計画について」、二つ目が、「国が掲げる導入スケジュールに対応は可能か、また、使用開始予定は」という質問で、答弁は次のページにわたりますが、一人一台の端末整備を本年度中に行い来年度からの使用開始をめざしていくと答えております。

38ページになります。

三つ目の(3)「教員用パソコンの整備は」という質問に対しては、今後におきましても、計画的に更新していくと答えており、四つ目の(4)「電子黒板の拡充について」という質問に対しましては、次のページで触れていますが、今後は大型テレビの活用ということで考えていくと答えております。

39ページになります。

五つ目の(5)「情報モラル、有害情報対策にどのように取り組むのか」という質問では、後段になりますが、今後についても各教科の指導や地域・家庭との連携を図りつつ、情報モラル等を身につけられるよう努めていくと答えております。

一般質問につきましては、以上の内容で教育長から答弁しております。

詳細につきましては、のちほどご覧いただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご報告いたします。

お手元に配付しております、事務報告資料2をご覧ください。

全国に出されていた非常事態宣言が5月25日に解除され、学校の再開をはじめ、公共施設も段階的に利用制限が緩和されていますが、考え方は国の方針に準じており、まず、北海道が示した段階的緩和については、6月1日から18日までは、外出の自粛等については、慎重に対応としておりましたが、19日からは、三密を避ける新しい生活様式を実践しつつ、道外や札幌市の往来が可能となりました。

また、この表の下段にありますように、ステップ1の期間は、屋内イベントは100人以下、収容率50%、屋外イベントは200人以下で十分な間隔をとるとしていたものを、収容率は変わりませんが、屋内外ともに1,000人以下まで緩和されました。7月10日からステップ3、8月1日から移行期間後となりますが、特に屋内施設については、今のところ、収容率50%のままとされているところであります。

資料をめくりますと、警戒ステージの設定として、知事がアラートを出す目安や対応内容、警戒ステージのイメージが示されています。

次に、生涯学習課所管施設段階的緩和ステップ2の対応という資料をご覧ください。

国や道の方針に準じて、19日以降の対応を示しているものです。

屋内施設は、2の緩和内容(1)利用人数の制限として記載のとおり、緊急事態宣言が解除され後、5月26日からは、一定の距離を保ちつつ利用ができるよう、一人当たり4㎡として、利用人数の制限を行ってきましたが、定員が定まっている部分については、道が示した収容率50%の考え方に従い、緩和いたしました。

例えば、百年記念ホールで言いますと、学習室1については、15人までの利用としていましたが、定員が45人となっているので、5割にあたる22人に改めています。なお、下線のついている場所は、定員が定まっていないため、これまで同様、1人当たり4㎡を確保した人数制限としております。

また、(2)に記載のとおり、百年記念ホール、町民会館、糠内・駒島両公民館については、これまで午前、午後、夜間区分をまたがる使用を制限していましたが、19日からは制限を解除しており、(3)に記載のとおり、使用を休止していた百年記念ホールの大ホール及び町民会館の地下集会室についても、座席定員の50%として使用を再開することとしたところであります。

次の資料をご覧ください。

図書館についてであります。これまで、利用時間を1時間と制限していましたが、27日から通常どおりの開館とし、また、インターネットや蔵書検索端末の利用、本館休憩コーナーについても利用を再開しております。なお、休止していた毎週木曜日の札内分館の夜間開館につきましても、先週の木曜日25日から再開しております。

次の資料をご覧ください。

これは、6月9日付けで学校に対し発出した通知で、長期休業期間の変更についてであります。一般質問の答弁でも触れましたが、長期にわたる臨時休業により、授業時数に不足が生じていることから、校長会とも協議を行い、1学期終業式を当初7月22日でありましたが8月7日に行い、夏季休業期間については、8月8日から8月17日までと見直いたしました。また、始業式につきましても、当初8月19日としていましたが、8月18日からと見直し、授業日数を11日間増やし、授業時数を確保いたしました。

本町においては、まず、一斉に夏季休業から授業時数を確保し、今後の各学校の状況を踏まえ、冬季休業の見直しの必要性について検討してまいりたいと考えているところであります。

なお、各学校に対しましては、夏を迎える時期の授業ということもあり、1日の授業時数を短縮するなど、子供たちや教職員の負担に十分考慮するよう伝えております。

また、参考までに令和2年度生涯学習課所管の中止事業等の資料を添付していますので、のちほど、ご覧ください。

以上で事務報告を終わらせていただきます。

**菅野教育長** 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、承認第8号、専決処分した事件の承認について、令和2年度第12地区教科書採択地区調査委員会の委員の推薦についてから、日程第6、承認第9号、専決処分した事件の承認について、令和2年度第12地区教科書採択地区調査委員会の委員の委嘱につきましては、調査委員会の公正確保の観点から、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。

次に、日程第7、報告第8号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

**教育部長(山端 広和)** 議案書の5ページをお開きください。

報告第8号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

令和2年第2回町議会定例会が、6月10日から7月10日までを会期として開会されているところでありますが、本定例会に教育委員会から補正予算を要求しており、初日の10日に一般会計補正予算について審議のうえ議決されましたので、その要求結果についてご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、前回の教育委員会議で説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費の計上のほか、百年記念ホールや札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターなど指定管理者業務のリスク分担に係る精算金等を要求していたところであります。

それでは、要求時と変更のありました部分についてご説明いたします。

10款 教育費要望額584万5千円に対しまして、補正額は290万2千円であります。要望額に対し減額となっていますが、これは、コロナ対策関連に係る予算を10款教育費から2款総務費に組替えたことによるものです。

1項 教育総務費 2目 事務局費、修学支援資金交付事業は、修学支援資金交付金110万7千円の要望に対し、補正額は0円ですが、予算科目を総務費に組替えしたことによる減であります。

2項 小学校費 2目 教育振興費、保護者費用負担軽減事業（小学校）で、扶助費については、要望額119万1千円に対し、補正額は0円ですが、先ほど同様に、予算科目の組替えによる減であります。

3項 中学校費 2目 教育振興費、保護者費用負担軽減事業（中学校）で、扶助費については、要望額64万5千円に対し、補正額は0円で、小学校費と同様、予算科目の組替えによる減であります。

6ページをご覧ください。

下段の教育委員会関係分で、2款 総務費は、要望額2,484万円に対し、補正額は2,958万5千円あります。教育費から総務費に科目を組替えたことによる増であります。

1項 総務管理費、22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費のうち、保護者費負担特別軽減事業は、要望額0に対し、補正額は474万5千円の追加となります。要望時では、教育費の事務局費で計上していた修学支援資金交付金と、小学校費、中学校費に分け計上していた扶助費が、補正後は、この科目で一本の事業として追加となっております。

なお、当初要望額より、総額で180万2千円増となっていますが、修学支援資金交付対象者及び就学援助の対象者の増によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**小尾委員** 図書館書籍消毒器導入事業というのは何台導入するか詳しいことを教えてください。

**図書館長（武田 健吾）** 図書館本館と札内、忠類に分館ありまして、それぞれ1台ずつ配置する予定であります。

**菅野教育長** ほかに何かございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。

報告第8号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第8、議案第45号、学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について説明を求めます。

**学校教育課長（宮田 哲）** 議案第45号、学校における働き方改革幕別町アクション・プランの一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページに、資料につきましては、別添のA3になります議案第45号説明資料2をご覧くださいと思います。

この度のアクション・プランの改正につきましては、3月の教育委員会会議において可決いただきました、「幕別町立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、教育職員の在校時間の上限等を定めたものであります。その内容を含むように、北海道のアクション・プランが一部改正となったことから、本町におけるアクション・プランについて、同様に改正するものであります。

説明資料の1ページから説明いたします。

1、働き方改革に関する国の動きについては、新たに関係する法律等を加えるものです。

2、アクション・プランの性格については、新たに、3行目の中ほど以降になりますが、「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする」を追加するものです。

4、教育委員会及び学校の役割の(1)町教委の役割では、「教員に係る勤務時間の上限」を「教育職員の在校等時間の上限等」に「作成する」を「定める」に改めるものです。

2ページをお開きください。

5 アクション・プランの目標及び期間については、のちに説明します、「9教育職員の在校等時間の上限について」、に新たに明記したことによる、引用先の明記であります。

次にaction3(2)教職員の意識改革の促進では、一番下の行になります、「1週間当たりの勤務時間が60時間」を「目標の時間」に改めるものです。

3ページをお開きください。

(4)では、表題を「勤務時間」を「在校している時間」に「把握し、集計」を「計測し記録」に「構築」を「導入」に改めるもので、あらたに「幕別町立学校において、職員が在校している時間はICT等の活用により客観的に計測・記録し、郊外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを導入し、活用する。」と「在校等時間を計測した結果を踏まえ」を加えるもので、幕別教育委員会では、本年度から、町内すべての小中学校で出退勤のシステムを導入し、運用しているところであります。

4ページをお開きください。

9「教員の勤務時間の上限について」を「教育職員の在校等時間の上限」に改め、下線部分を追加するものですが、5行目になりますが、「こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進めるうえで必要不可欠である。このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。」を加え、以下の在校等時間について明文化したものであります。

(1)では「勤務」を「業務を行う」に改め、5ページをお開きください。

①「勤務時間の考え方」では、「在校等時間について」定めたもので、ア 郊外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間、イ 道教委等が定める方法によるテレワーク等の時間、ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間、エ 休憩時間、このア、イについては、在校等時間に加え、ウ、エについては在校時間から除くとするものです。

②では、「目安時間」を「上限時間の原則」に改め、勤務時間の上限を定めたもので、ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間45時間、イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間360時間と定め、教育職員の業務量の適切な管理を行うものです。

③では、「特例的な扱い」を「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間」とし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、時間及び月数の上限を定めるもので、ア 1か月時間外在校等時間100時間未満、イ 1年間時間外在校等時間720時間未満、ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数6月、エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月の平均時間80時間と定めるものです。

(2)「実効性の担保」を「町教委が行う措置」として、① 町教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用等により客観的に計測し、郊外において職務に従事している時間についても、できる限り、客観的な方法により計測する。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書として、その管理及び保存を適切に行う。

②町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

6 ページをお開きください。

オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

カ 必要に応じて、産業医等による助言、指導を受け、又は、教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

③町教委は、各学校における取組の実施状況を把握したうえで、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、当該校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(3) 留意事項では、①アクション・プランに掲げる上限時間は、在校等時間の長時間化を防ぐためのものであること。

②教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

③本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めるものとする。

(4) その他は、については、9 (2) に定めたことによる削除であります。

なお、このアクション・プランについて、7月開催予定の校長会議において、各学校に通知する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第45号につきましては原案のとおり可決しました。

次に、日程第9、議案第46号、幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

**学校教育課長(宮田 哲)** 議案第46号、幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案書の8ページに、資料につきましては、議案第46号説明資料をご覧いただきたいと思います。

修学支援資金につきましては、高等学校等に在学する者のいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、世帯の前年収入が、生活保護基準の1.3倍未満の世帯に支給するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年になってから休業、離職、会社の倒産、売上の減少など、収入が著しく減少したことにより家計が急変し、経済的に就学が困難と認められる保護者に対して、今年の収入状況等を勘案して修学支援資金の認定ができるようにするものであります。

例えば、連続する2か月の収入の合計が、前年同月の収入の合計額と比較して、20%以上減少し、生活保護基準の1.3倍未満の世帯に属することになるなどです。そのため、規則改正を行い、収入状況等の確認できる書類の提出を求めることにより給付手続きを行うよう改正するものであります。

別添でお配りしております、議案第46号説明資料をご覧ください。

第4条第1項第2号では、「当該年度」を「前年」と「及び」を「及び当該年度」を改めるもので、通常申請における収入金額と市町村民税所得割が確認できる書類の「年」を明確にするものです。

次に第4条に新たに第4項を加えるもので、4「前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、ほかの書類を添付させることができる」を加えることにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、今年に入って、収入が減少した場合については、確認できる書類の提出を求めることができるようにするものであります。

議案書8ページをお開きください。

附則につきましては、第1項で施行期日を公布の日からとし、第2項では、年度当初からの認定受付期間を6月30日までしておりますが、外出自粛などの影響を鑑みて、第4条の規定する申請書の提出期限は、令和2年度に限り、令和2年7月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**小尾委員** 第4条の(2)の世帯全員の収入というのは、高校生のアルバイト等は入るのでしょうか。

**学校教育課長(宮田 哲)** 入りません。

**菅野教育長** 他に何かございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第46号について原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第46号につきましては原案のとおり可決しました。

次に、日程第10、議案第47号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますがこのほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** それでは以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第7回教育委員会会議を閉じます。